

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	低所得者世帯等冬の生活応援事業	①価格高騰による負担感が大きい高齢者世帯等に対し、冬季の生活支援として暖房費の一部支援を行う。 ②高齢者世帯等の冬期間の生活費の一部を助成する経費へ充当 ③280世帯×10千円(県2,500円、町7,500円)=2,800千円 県負担分 280世帯×2,500円=700千円 2,800千円-700千円=2,100千円 ④高齢者世帯、身体障がい者世帯、ひとり親世帯	R7.12	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯応援臨時給付金事業	①物価高騰等による影響を受けている子育て世帯の生活を支援する。 ②給付金へ充当 ③給付金:0~18歳の人数 598名×8,000円=4,784,000円 振込手数料:598名×178円=106,444円 郵便代:598名×110円=65,780円 合計 4,956,224円 ④0~18歳のいる子育て世帯	R7.10	R8.3
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策小中学校修学旅行応援金支給事業	①物価高騰の影響を受けて子育て世帯の生活がひっ迫している状況の中で、修学旅行の保護者負担軽減を図るため、修学旅行参加児童・生徒の保護者を対象として、応援金を交付する。 ②町内小中学校で実施される修学旅行の保護者負担分 ③小学6年児童 41名×5,000円=205,000円 中学2年生徒 38名×20,000円=760,000円 合計 965,000円 ④町内小学校に通学する小学6年児童保護者及び町内中学校に通学する中学2年生徒保護者	R7.4	R7.12
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策学力向上支援事業	①物価高騰の影響で子育て世帯の生活をひっ迫している状況の中、学力向上に資する機会確保を図るため、英語検定、漢字検定、数学検定受験に係る経費の保護者負担の軽減を図る。 ②英語検定、漢字検定、数学検定受験に係る経費の保護者負担分 ③英語検定受験児童生徒 36名 146,000円 漢字検定受験児童生徒 50名 113,500円 数学検定受験児童生徒 14名 45,900円 合計 305,400円 ④各種検定を受験する児童又は生徒の保護者	R7.4	R7.12
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている福祉施設等に対して、光熱水費や食料費等の高騰分への支援を行うことで、その軽減を図り医療提供体制の安定した事業運営を支援する。 ②光熱水費や食料費等の福祉施設等における物価高騰への支援 ③【高齢者施設】 ・入所系施設 定員30人以上 定員96人×14,000円×1件=1,344,000円 定員29人以下 420,000円×2件=840,000円 ・通所系施設 140,000円×2件=280,000円 ・訪問系施設① 75,000円×1件=75,000円 ・訪問系施設② 35,000円×3件=105,000円 【障がい者施設】 ・入所系施設 定員30人以上 定員84人×14,000円×1件=1,176,000円 定員29人以下 420,000円×1件=420,000円 ・通所系施設 140,000円×1件=140,000円 ・訪問系施設 35,000円×3件=105,000円 【児童施設】 ・保育所 150,000円×1件=150,000円 ・放課後児童クラブ 75,000円×4件=300,000円 ④町内社会福祉施設等(介護保険施設、障害福祉サービス施設、民間保育施設、放課後児童クラブ)	R8.1	R8.3
11	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	低所得世帯の冬の生活応援事業助成金(追加分)	①価格高騰による負担感が大きい高齢者世帯等に対し、冬季の生活支援として暖房費の追加支援を行う。 ②高齢者世帯等の冬期間の生活費の一部を助成する経費へ充当 ③280世帯×10千円(県2,500円、町7,500円)=2,800千円 県負担分 280世帯×2,500円=700千円 2,800千円-700千円=2,100千円 ④高齢者世帯、身体障がい者世帯、ひとり親世帯	R8.1	R8.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている医療機関に対して、光熱水費等の高騰分への支援を行うことでその軽減を図り、医療提供体制の安定化を図る。 ②医療機関における光熱水費等の物価高騰への支援 ③・診療所 370,000円×2件=740,000円 ・歯科診療所 370,000円×3件=1,110,000円 ・保険薬局 50,000円×3件=150,000円 ④町内医療機関(有床・無床診療所、歯科診療所、保険薬局)	R8.1	R8.3